

Certification について
—**Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.**を手がかりに

高橋脩一

東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻

2009年1月

Certification について

-Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.を手がかりに

高橋脩一

I. はじめに

2008年東京大学法科大学院のサマースクールでは“Business and Law in America”というテーマのもと、アメリカ合衆国の法制度の基本から最先端のビジネス法まで、幅広い内容についての授業が行われた。そのうちの1つに、University of Washington, School of LawのVeronica Taylor教授が行ったInternational Tradeの授業がある。

この授業の中で取り上げられた判決にワシントン州最高裁判所におけるKeystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.¹がある。この判決では、ワシントン州において交渉する契約が認められるかという点が争点となっており、その点を授業でも扱っていた。しかし、この判決の前半部分を読むと、この事件が通常の事件とは異なった経過をたどっていたことがわかる。

この事件は第9巡回区合衆国控訴裁判所からワシントン州最高裁判所に送られてきた事件であった。通常アメリカ合衆国において、州裁判所から連邦裁判所へ事件が移管されることはあるが、ひとたび連邦裁判所が選択されると連邦裁判所から州裁判所への移管はないものとされている²。では、本件はどうして連邦裁判所の1つである第9巡回区合衆国控訴裁判所から州裁判所であるワシントン州最高裁判所に移ったのであろうか。

以下ではまず、Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.という事案の経過をたどっていく。そしてそこで見られるcertification(意見照会)³という制度について、そのような制度が設けられている背景を見ていく。ここから見えてくるものは、連邦制に起因する問題に対処する1つの方法としてのcertificationである。その後、このcertificationについて、連邦の側及び州の側でどのようにそれが採られるのかを見る。州の側についてはKeystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.判決を出していたワシントン州を一例として、どのような手続に従ってcertificationが採られるのかについて見ていくことにする。そこからは、certificationが州の側が設定し、その定めるところに従って採られる手続であり、連邦裁判所及び州最高裁判所双方の裁量によって運用されている制度であることがわかってくる。

¹ 94 P.3d 945 (Wash. 2004).

² 浅香吉幹『アメリカ民事手続法』30(第2版 2008); 浅香吉幹『現代アメリカの司法』107(1999); 浅香吉幹「合衆国における連邦裁判所の領分(1)―連邦制に基づく管轄権行使の限界」法学協会雑誌 109 巻 2 号 185 頁, 221-22 頁(1992).

³ 意見照会という訳語については、浅香吉幹「合衆国における連邦裁判所の領分(3)―連邦制に基づく管轄権行使の限界」法学協会雑誌 109 巻 4 号 568 頁, 581 頁 (1992)を参照した。

II. Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.

本件はどのような経緯で連邦裁判所の1つである第9巡回区合衆国控訴裁判所から、ワシントン州最高裁という州の裁判所に移ったのであろうか。まず、本件がたどった経過を見ていく。

1. 事件の概要

事件の概要は次の通りである⁴。本件被告は所有していた施設を売却し借用しようと考えて、買い手になりそうな相手に情報を送った。そして被告は、それに応じてきた本件原告との間で、それぞれのブローカーを通じて文書による交渉を行った。その後、被告側は原告側に対して、2点修正した上で売買契約について交渉する用意があり、その修正が承諾されれば速やかに契約を起草する手続に進む旨伝えた。これに対して、原告側はその修正を承諾した。しかし、被告側は原告よりも高値を付けた他者に本件施設を売却した。

2. 訴訟の経緯

この事件で、原告側は主に被告によって2つの別個の契約に関する違反があったと主張していた。1つは当該施設を原告に売却するという契約に対する違反であり、もう1つは当該施設に関する売買契約を信義誠実に交渉するという契約に対する違反である⁵。訴えは当初州裁判所に提起されたが、被告の申し立てにより州籍相違を根拠として州裁判所からワシントン西地区合衆国地方裁判所に移管された⁶。そのワシントン西地区合衆国地方裁判所は、両方の契約について被告側勝訴のサマリー・ジャッジメントを下した⁷。そして控訴審において、第9巡回区合衆国控訴裁判所は同日に2つの別々の判決を下していた。第1に、施設の売却に関する契約について、ワシントン州の契約法を検討した上で、ワシントン西地区合衆国地方裁判所のサマリー・ジャッジメントを支持する判示をした⁸。第2に、交渉するという契約に関して、ワシントン州最高裁に対し、**certification** を採る決定を下した⁹。以下ではこの第2の決定について見ていく。

⁴ *Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.*, 353 F.3d 1070, 1070-73 (9th Cir. 2003).

⁵ *Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.*, 94 P.3d 945, 947 (Wash. 2004).

⁶ *Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.*, 353 F.3d 1093, 1094-95 (9th Cir. 2003).

⁷ 353 F.3d 1070, 1073.

⁸ *Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp. (Keystone I)*, 353 F.3d 1070, (9th Cir. 2003).

⁹ *Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp. (Keystone II)*, 353 F.3d 1093 (9th Cir. 2003).

3. Keystone II

第 9 巡回区合衆国控訴裁判所は施設の売買契約に関する判決とともに、交渉する契約に関する決定を同日に下している。この決定の中で同合衆国控訴裁判所は、ワシントン州法上、交渉する契約なるものが執行可能であるのか否かについて分析していた。ワシントン州の古い判決を分析するに、同州においては交渉する契約が認められないように考えられるとする¹⁰。しかし、同州で必ずしも交渉する契約というものが否定されているとは言えず、交渉する契約が認められる可能性を示唆する判例もあり、決定的ではないとした¹¹。さらに、他の多くの州で交渉する契約は執行可能であると認められており、それに加えて多くの論者によってもこの結論が支持されているので、このような近年の契約法の流れを考慮するとワシントン州において交渉する契約が認められるのかについてその州法の不明瞭さは一層増すとした¹²。

以上のような理由で、第 9 巡回区合衆国控訴裁判所はワシントン州において交渉する契約が執行可能かという争点につき、同州では結論が明確に定まっておらず、その結論がワシントン州法下の契約に大きな影響を与えることを考慮して、本件をワシントン州最高裁判所に **certification** するのが適切であると結論づけた¹³。ここで第 9 巡回区合衆国控訴裁判所がワシントン州最高裁に照会したのは、「①本件に示された状況のもと、明示的であれ黙示的であれ、2 者以上の当事者間での将来の契約を交渉するという合意は、ワシントン州の契約法上認められ、そして執行されるのか。②もしそのような契約が存在し得る場合、交渉する契約の違反に対する損害の適切な算定基準は何か。」という 2 つの点であった¹⁴。そして、ワシントン州最高裁が本件で交渉する契約を認めなかった場合にはワシントン西地区合衆国地方裁判所のサマリー・ジャッジメントを維持し、認めなかった場合にはそれを破棄するとした¹⁵。

本件はこのようにして、交渉する契約に関する争点につき、ワシントン州の州法に従って、ワシントン州最高裁に対し **certification** が採られた¹⁶。これに対するワシントン州最高裁の回答が、本件の結論に決定的であると第 9 巡回区合衆国控訴裁判所は述べていた¹⁷。

¹⁰ *Id.*, at 1096.

¹¹ *Id.*, at 1096-97.

¹² *Id.*

¹³ *Id.*

¹⁴ *Id.*, at 1098.

¹⁵ *Id.*

¹⁶ *Id.*, at 1098.

¹⁷ *Id.* at 1098 & footnote 4.

4. Keystone III

この第 9 巡回区合衆国控訴裁判所によってなされた certification に対して出された回答が最初に述べた判決であった¹⁸。

この判決でワシントン州最高裁は、本件はワシントン州の契約法が将来の契約を交渉するという合意を認め執行するかという争点には至っていないとして、本件の状況のもとで、第 1 問の回答を「否」とし、それにより第 2 問には回答する必要がないと結論した¹⁹。

ワシントン州最高裁は、似てはいるが異なっている 3 種類の合意について区別した²⁰。第 1 は合意するための合意で、「当事者の意思のさらなる合致が必要で、それがなければ完全とはならないような何かをする合意」とし、この種の合意はワシントン州では執行不可能であるとする²¹。第 2 は未決定な条項を含む合意で、この場合当事者は合意した重要部分については拘束され、残りの条項については判例やその他の権威ある典拠によって補うことを意図しているものとされる²²。第 3 は交渉する契約で、それは交渉の間に当事者が信義誠実に交渉するといった特定の行為に従うという約束を交換することであるとしている²³。そして、交渉する契約が独立に執行可能であるか否かについては、ワシントン州の裁判所で直接に述べられたことはないとした²⁴。

このように似てはいるが異なっている 3 種類の合意を区別した上で、ワシントン州最高裁はまず、本件の状況のもとで交渉する契約が成立していたのかについて判断した。同裁判所は本件において、当事者は交渉の間に特定の行為に従う旨の約束を交換していなかったとする²⁵。契約に必要となる、約因を伴った、条項を定義する相互の同意を客観的に明示することがなされていないため、契約は締結されていなかったとしたのであった²⁶。このようにワシントン州最高裁は、本件ではそもそも交渉する契約というものがなされておらず、せいぜい黙示的になされた合意するための合意にすぎず、そのような合意は執行不可能であるとした²⁷。したがって、第 9 巡回区合衆国控訴裁判所からの第 1 問に対する回答は、本件の状況のもとでワシントン州は契約を執行しないので「否」とし、第 2 問については回答の必要がないと結論した。

5. その後

その後、再び事案は第 9 巡回区合衆国控訴裁判所に戻った。そして、ワシントン州最高

¹⁸ *Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.* (Keystone III), 94 P.3d 945 (Wash. 2004).

¹⁹ *Id.*, at 947.

²⁰ *Id.*, at 948.

²¹ *Id.*

²² *Id.*

²³ *Id.*

²⁴ *Id.*

²⁵ *Id.*, at 950.

²⁶ *Id.*, at 949-50.

²⁷ *Id.*, at 950.

裁が第 1 問に対して「否」という回答をしたので、それを理由として第 9 巡回区合衆国控訴裁は *Keystone II* で述べていたとおり、ワシントン西地区合衆国地方裁判所の被告勝訴のサマリー・ジャッジメントを維持するという判決を下した²⁸。

6. まとめ

この事案では、売買契約に関する争点は第 9 巡回区合衆国控訴裁判所でワシントン州法が適用されそのまま判決が下されていた。一方で同控訴裁判所は、交渉する契約について適用しようとしたワシントン州法がそのような契約を認め執行可能であるとしているのかどうか明確ではないとして、この点につきワシントン州最高裁に対して *certification* を採った。これにワシントン州最高裁が回答し、その後再び訴訟は第 9 巡回区合衆国控訴裁に戻ってワシントン州最高裁の回答をもとにした判決が下されたのであった。以下では、この *certification* は一体どのような制度で、どうして設けられ利用されているのか、そして連邦裁判所でどのようにして採られるのかについて見ていく。

III. 連邦裁判所と *certification*

1. *Certification* とそれが設けられ利用されている理由

Certification は、II. の事例で見たように、連邦裁判所が州最上級裁判所に対して、係属している事件で争点となっている州法の内容について意見照会する制度である²⁹。ではなぜ連邦裁判所が州最上級裁判所に対して州法の内容について照会するような制度が設けられているのであろうか。そのような制度が設けられている背景について簡単にまとめ、どのような理由で利用されているのかについて見ていく

a. 連邦裁判所と州法

連邦裁判所においてそもそも州法の適用がなければ、州法の内容について意見照会する制度は必要ないであろう。しかし、連邦裁判所における訴訟であっても、州法を適用しなければならない場面が存在している。特に州籍相違管轄に根拠をおいた民事事件の場合、元々州籍相違管轄権が連邦法を適用するのではなく、もっぱら州法の適用される事件に対して公正な法廷を提供する必要があるとされているので、主に州法が適用されることになる³⁰。このように連邦裁判所における訴訟であっても、州法を適用する場面は多い。

²⁸ *Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.*, 378 F.3d 949 (9th Cir. 2004).

²⁹ *See* 17A *Moore's Federal Practice*, § 124.22 (Matthew Bender 3d ed. 2008);

Certification には連邦裁判所からなされるものだけでなく、他の州からなされる意見照会も含まれるが、本稿では連邦裁判所からの *certification* についてのみ扱う。

³⁰ 浅香吉幹「合衆国における連邦裁判所の領分(1)―連邦制に基づく管轄権行使の限界」法学協会雑誌 109 巻 2 号 185 頁, 213 頁(1992).

連邦裁判所が州法を適用する場合、連邦裁判所は適用する州法の内容を確定する必要がある。しかし、連邦裁判所が独自に州法を解釈し適用することはできないとされている³¹。連邦裁判所は州法の内容に関して州裁判所の解釈に従わなければならない。とりわけ州最上級裁判所の解釈に従わなければならないとされている³²。

このような連邦裁判所と州法の関係から問題が発生することになる。今まさに連邦裁判所が州法を適用するとき、問題となっている事案に当てはまるような判例がその州の最上級裁判所によって出されていれば問題は少ないだろう。けれども、そういった判例がいつも存在しているとは限らない³³。たとえ似た事例があったとしても、判例が不明確であったり、一見相互に矛盾しているように見えたりする場合もあるだろう。この時、独自に州法を解釈することができないとされる連邦裁判所は、今まさに提起されている訴訟において、どのように該当する州法を確定し、そして適用するかという問題を抱えることになるのである。

以上のような背景から、**certification**はこの問題に対処する方法の1つとして設けられていると言える。連邦裁判所において州法を適用しなければならず、そのときに州法の内容について州裁判所の解釈に従わなければならないとされていることから、州法が不明確な場合に州最上級裁判所に対してその内容を照会する制度が設けられているのである。しかし、連邦裁判所で州法が争点となった場合、**certification**という方法だけがあるわけではない。第1に、州最上級裁判所が解釈すると思われる内容を連邦裁判所が推測して州法の内容を確定し、そのまま判決を下すという方法がある。通常はこのように連邦裁判所は州法の内容について推測して判決するものとされている³⁴。けれども、この方法では不明確な州法について、その正確な内容を得ることはできない。第2に連邦裁判所が有する方法としては、**abstention**、いわゆる管轄権の行使を忌避するという方法がある³⁵。以下では、この第2の方法である管轄権行使の忌避、特に**certification**と関連の深いPullman型と呼ばれる管轄権行使の忌避という方法から、**certification**が利用されている理由について見ていく。

b. Pullman 型管轄権行使の忌避

Certification について見る前に、この制度と関連の深い Pullman 型管轄権行使の忌避について見ていく。そこからは、**certification** が Pullman 型管轄権行使の忌避に代わる制度として利用されるようになってきたことがわかる。

州法の内容が不明確な場合に、州法に関して誤った解釈をすることを避ける 1 つの方法

³¹ *Erie R.R. Co. v. Tompkins*, 304 U.S. 64 (1938). 浅香, 前掲註 30, 213.

³² 浅香, 前掲註 3, 570.

³³ 同上.

³⁴ 浅香吉幹『アメリカ民事手続法』60(第2版 2008); *See Moore's, supra* note 29, § 124.22; *Lehman Bros. v. Schein*, 416 U.S. 386, 394 (1974) (Rehnquist, J., concurring).

³⁵ *Arizonans for Official English v. Arizona*, 520 U.S. 43, 75-76 (1997).

として、連邦裁判所がその訴訟を一旦停止し、当事者に別訴を州裁判所に提起させ、その判断を待って連邦裁判所で訴訟を再開するという方法が考えられる³⁶。これが管轄権行使の忌避という方法である。通常、州法の内容が曖昧でその内容を確定するのが難しいからといって、それだけの理由で連邦裁判所はその管轄権の行使を拒否することはできないとされる³⁷。この点については確立した判例であるにとらえられている³⁸。しかし、一定の条件において、州法の内容が不明確な場合に連邦裁判所は管轄権の行使を忌避することがある。それがいわゆる Pullman 型管轄権行使の忌避と呼ばれるものである³⁹。

Pullman 型管轄権行使の忌避はそれがなされた場合、連邦裁判所での訴訟は一旦停止される⁴⁰。当事者は争点となっている州法の解釈に関する宣言判決を求めて州裁判所に訴訟を提起し、第 1 審から可能な限りの上訴手続を踏んで、その州法についての確定的な解釈を得る⁴¹。その後連邦裁判所に戻り、そこでの訴訟が再開されることになる⁴²。

この Pullman 型管轄権行使の忌避が適用されるためには、2 つの条件が必要であるとされる⁴³。1 つは、合衆国憲法上の争点があるということ。もう 1 つは、まだ確定的に解釈されていない州法上の争点が提起されているということである。この条件によって、Pullman 型管轄権行使の忌避は州法の内容が不明確な場合に、連邦裁判所に対して常に解決を与えるものではないと言えるだろう。Pullman 型管轄権行使の忌避は合衆国憲法上の争点がない場合には適用できないとされている。この管轄権行使の忌避は、不必要な合衆国憲法の解釈を回避するという憲法判断回避の原則によるものであり、合衆国憲法上の争点がない場合には適用できない⁴⁴。そのため通常の民事訴訟において州法の内容が不明確である場合に、このような方法を採用することはできないのである⁴⁵。しかし、連邦裁判所で州法の内容が不明確で争点となる場合に、常に合衆国憲法上の問題が争点となるわけではない。その時には、この Pullman 型管轄権行使の忌避という方法は利用できないことになってしまう。このように、Pullman 型管轄権行使の忌避という方法は、州法の内容が不明確な場合にいつも連邦裁判所に解決を与えるわけではないと言える。

また、Pullman 型管轄権行使の忌避には他の問題もある。それは訴訟の遅延と費用の増大という問題である。Pullman 型管轄権行使の忌避はそれがなされた場合、連邦裁判所で

³⁶ 浅香, 前掲註 3, 570-71.

³⁷ *Meredith v. City of Winter Haven*, 320 U.S. 228, 236 (1943) 同判決については浅香, 前掲註 3, 571 を参照。

³⁸ *See* 17 A WRIGHT, MILLER, COOPER & AMAR, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE: JURISDICTION 3d § 4246 (2008).

³⁹ *Railroad Comm'n of Texas v. Pullman Co.*, 312 U.S. 496 (1941) によって確立された法理である。Pullman 型管轄権行使の忌避に関する詳細は、浅香, 前掲註 3, 570-80 を参照。

⁴⁰ 浅香, 前掲註 3, 577.

⁴¹ 同上, 577.

⁴² 同上, 577-78.

⁴³ 同上, 573.

⁴⁴ 同上, 573-75.

⁴⁵ *See* WRIGHT ET AL., *supra* note 38, § 4246.

の訴訟は停止され、州で第 1 審から可能な限り上訴手続を踏んだ後に連邦裁判所での訴訟が再開されるため、訴訟に関する費用がかさんでしまうという問題がある⁴⁶。

c. Pullman 型管轄権行使の忌避と certification

そこで Pullman 型管轄権行使の忌避に代わる制度として利用されるようになってきたのが certification である⁴⁷。Certification は Pullman 型管轄権行使の忌避の場合と同様、争点となっている不明確な州法についてその正確な内容を得ることを可能にする⁴⁸。その上 certification はその利用可能な範囲に Pullman 型管轄権行使の忌避が適用される範囲を含んでいると考えられており⁴⁹、その場合には時間や資源の節約という面から certification の方が Pullman 型管轄権行使の忌避よりも好ましい場合が多いとされている⁵⁰。

Certification は直接州最上級裁判所に対して意見照会することが可能となっていて、州裁判所で第 1 審から可能な限り上訴手続を踏む必要のある Pullman 型管轄権行使の忌避に比べ、そのプロセスが簡略となっているためである⁵¹。こういった点で certification は Pullman 型管轄権行使の忌避に代わる方法として利用されていると考えられる。

2. 連邦裁判所における certification の採り方

Certification は、先に述べたように、連邦裁判所から州の最上級裁判所に対して、争点となっている不明確な州法の内容に関して直接意見照会する制度である。しかし、連邦裁判所は州法が争点となっているからといって、その州法の内容について常にこの certification を採っているわけではない⁵²。以下では、連邦裁判所は certification をどのように採っているのかについて、上で述べた Pullman 型管轄権行使の忌避および連邦裁判所が州法について推測しそのまま判決を下す場合とも関連させながら見ていく。

a. Certification が可能な場合

Certification は、連邦裁判所において州法が問題となっていれば常に採ることができるわけではない。連邦裁判所で適用しようとしている州法の内容が不明確である場合にのみ採ることができる⁵³。そのため、州法の内容が明確な場合には採ることができない⁵⁴。また、certification できるのは州法に関する問題のみである。州法以外の問題につ

⁴⁶ *Arizonans for Official English v. Arizona*, 520 U.S. 43, 76 (1997); 浅香, 前掲註 3, 582.

⁴⁷ *Lehman Bros. v. Schein*, 416 U.S. 386, 391 (1974); 浅香 前掲註 3, 581-84.

⁴⁸ *See Moore's, supra* note 29, § 124.22

⁴⁹ 520 U.S. at 75-76.

⁵⁰ *Id.*; *Allstate Insurance Co. v. Serio*, 261 F.3d 143, 151-52 (2nd Cir. 2001).

⁵¹ 416 U.S. at 394 (Rehnquist, J., concurring).

⁵² *See WRIGHT ET AL., supra* note 38, § 4248.

⁵³ *See Moore's, supra* note 29, § 124.22.

⁵⁴ *City of Houston v. Hill*, 482 U.S. 451, 471 (1987).

いては連邦裁判所が管轄権を維持し、**certification** することはできないとされている⁵⁵。このように、適用しようとしている州法の内容が不明確な場合に、州法の内容に関する範囲においてのみ、連邦裁判所は **certification** を採ることが可能になり得るのである。

一方で、**certification** は先述した Pullman 型管轄権行使の忌避と比べてより広い場合に採ることができる⁵⁶。Pullman 型管轄権行使の忌避の場合には、州法の内容が不明確であるだけでなく、合衆国憲法上の争点が必要であった。これに対して **certification** は、州法の内容が不明確であればよく、合衆国憲法上の問題がない通常の民事訴訟においても利用することが可能である⁵⁷。

b. 裁量による判断

では、上の条件に当てはまる場合に連邦裁判所は常に **certification** を採らなければならないのだろうか。連邦最高裁は **certification** について義務的になされるものではないとしている⁵⁸。そして、時間や資源の節約になるとともに司法における協力的な連邦制にも役立つ制度であるとして、連邦裁判所は適切な裁量によって **certification** を採るのか否かを判断するものとしている⁵⁹。主に、不明確な州法についての正確な内容を得ることと訴訟の遅延や費用の増大との間で、連邦裁判所は裁量によって **certification** を採るか否かを判断することとされているのである。

(i) 正確な州法の内容を得ることと訴訟の遅延や費用の増大

通常、連邦裁判所が州法を適用しなければならない場合、連邦裁判所は州法の内容について推測してそのまま判決する必要があるとされている⁶⁰。しかしこの時には、問題となっている不明確な州法の正確な内容について得ることはできない。

これに対して **certification** は、Pullman 型管轄権行使の忌避に比べてより広い範囲で、最終解釈権限を持つ州最上級裁判所から直接に不明確な州法の正確な内容を得ることができる。その上、**certification** は Pullman 型管轄権行使の忌避よりもそのプロセスが簡略であり、時間および資源の節約という面から望ましいとされていた。このように **certification** は Pullman 型管轄権行使の忌避に比べてより広い範囲の不明確な州法に関して、時間や資源を節約した形で、直接州最上級裁判所から正確な州法の内容について得ることを可能に

⁵⁵ *Id.*, at 471 footnote 23.; *See* WRIGHT ET AL., *supra* note 38, § 4248; 後に見るワシントン州においても同様に考えられている。Broad v. Mannesmann Anlagenbau, A.G., 10 P.3d 371, 374 (Wash. 2000).

⁵⁶ *See* WRIGHT ET AL., *supra* note 38, § 4248; 浅香, 前掲註 3, 582.

⁵⁷ *See* WRIGHT ET AL., *supra* note 38, § 4246; 浅香, 前掲註 3, 582; 実際に、II. で見た Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp. では、合衆国憲法上の問題は提起されていなかった。

⁵⁸ Lehman Bros. v. Schein, 416 U.S. 386, 390-91 (1974).

⁵⁹ *Id.*, at 391.

⁶⁰ *See* WRIGHT ET AL., *supra* note 38, § 4246.

していると言える⁶¹。

しかしながら、**certification** が Pullman 型管轄権行使の忌避に比べて簡略な手続で済むとはいえ、連邦裁判所が直接州法について解釈し適用する場合に比べれば負担が大きくなってしまふ⁶²。**Certification** を採った場合、州最上級裁判所からの回答があるまでは、連邦裁判所での訴訟は停止される⁶³。また、**certification** が州最上級裁判所で認められた場合には、当事者は州最上級裁判所で当該争点について書面を提出したりする必要があることもある⁶⁴。Pullman 型管轄権行使の忌避に比べれば時間や資源の面から好ましいとされる **certification** も、連邦裁判所がそのまま判決を下す場合よりは負担が大きいと言える。

このように **certification** は Pullman 型管轄権行使の忌避に比べると、時間や資源を節約した形で、より広い範囲の不明確な州法についてその正確な内容を得ることができる一方、連邦裁判所が州法について推測して判決する場合に比べると、時間や資源の面で負担が大きくなってしまふ⁶⁵。

(ii) 裁量による判断

以上のような考慮によって、**certification** を採るか否かは連邦裁判所が裁量によって判断するものとされている⁶⁶。事件が係属している連邦裁判所は争点となっている州法に関して、推測してそのまま判決することが可能であるのか、そしてその訴訟を適切に処理するために時間と資源を使って正確な当該州法の内容を得る必要があるのかにつき、その裁量によって判断する⁶⁷。つまり、連邦裁判所は正確な州法の内容を得ることと訴訟の遅延や費用の増大との間で、**certification** を採るか否かをその裁量によって判断することとされているのである。

c. 裁量における考慮基準

Certification を採るか否かを裁量によって決定するに当たり、連邦裁判所は多くの事柄について考慮することになる。その中でも重要なのは次の4つの要素であるとされる⁶⁸。①判断の難しい問題であるか、②法律や判決、司法長官の意見など十分な州法の法源が存在しているか、③訴訟になっている特定の問題及び事案に対して、礼讓の観点からどの程度配慮する必要があるか、⑤意見照会手続の現実的な制約—重大な遅延および州裁判所から有用な回答が返ってくるように問題を定式化することが可能か否か。以上の4つの要素が

⁶¹ *Arizonans for Official English v. Arizona*, 520 U.S. 43, 76 (1997).

⁶² 416 U.S. at 394 (Rehnquist, J., concurring); 浅香, 前掲註 3, 582.

⁶³ *Keystone II*, 353 F.3d 1093, 1098.

⁶⁴ 416 U.S. at 394 (Rehnquist, J., concurring).

⁶⁵ *Id.*

⁶⁶ *Lehman Bros. v. Schein*, 416 U.S. 386, 390-91 (1974).

⁶⁷ 416 U.S. at 394 (Rehnquist, J., concurring).

⁶⁸ *See Moore's, supra* note 29, § 124.22 (citing *Williamson v. Elf Aquitaine, Inc.*, 138 F.3d 546, 549 (5th Cir. 1998); *See WRIGHT ET AL., supra* note 38, § 4248.

主な考慮要素であるとされている。そして一般的に、①当該問題が初めて持ち上がった問題または再び起こりそうな問題である場合、②州の憲法問題を含んでいる場合、③州の先例が明らかに対立している場合、④適用しようとする法律が、当該連邦裁判所が管轄範囲としている州の法律ではない場合、⑤不明確とされている州法の内容を確定することが訴訟の結果にとって決定的である場合には、裁量によって **certification** を採るのが適切であるとされている⁶⁹。以上のような要素や事情を考慮した上で、連邦裁判所は **certification** を採るか否か適切な裁量によって判断することになる。

3. 州との関係

しかし、連邦裁判所は以上のような条件を満たし裁量によって適切と判断すれば、常に **certification** を利用できるわけではない。連邦裁判所が **certification** を利用できるのは、相手方となる州にそのような制度が存在している場合に限定されている⁷⁰。そして、その州によって定められた手続に従って連邦裁判所から **certification** はなされるのである⁷¹。連邦の側は **certification** の制度を設けるよう州に強制することはできず、この制度を設けるかは州に任されている⁷²。そのため、連邦裁判所が **certification** を利用できるかは照会先となる州にそのような制度が定められているかによっており、そしてどのようになされるのかについてもその州でどのように定められているかによっているのである。次の V.では、州における **certification** について見ていく。

V. 州における **certification** —Washington 州を例として—

IV.では **certification** について連邦裁判所の側から見たが、ここでは州の側から **certification** について見ていく。上でも述べたように、**certification** が利用可能なのかは州にそのような制度が定められているかによる。そして、それを設けるかどうかは州の自由であるとされており、必ずしもすべての州でそのような制度が設けられているわけではない⁷³。また、州ごとに採用しているため、その手続的な内容についてもそれぞれの州で異なる

⁶⁹ *See Moore's, supra note 29, § 124.22.* さらに、口頭弁論において **certification** に両当事者が合意していた場合には、**certification** を採るか否かの判断に肯定的な要素になるとされる。一方で、事案が特定の事実に基づいている場合や事実に関する訴訟記録が十分でない場合、**certification** を求めている当事者が連邦の管轄権を求めていた場合には、否定的な要素となるとされる。; *See also WRIGHT ET AL., supra note 38, § 4248.*

⁷⁰ *Lehman Bros. v. Schein, 416 U.S. 386, 390-91 (1974)* (この部分で連邦最高裁は、**certification** が州によって定められていない場合には、この制度が使えないことを示唆している。); *See also WRIGHT ET AL., supra note 38, § 4248.*

⁷¹ IIのところで見えた *Keystone II* でも、ワシントン州で定められた州法に従って手続がなされていた。 *Keystone II, 353 F.3d 1093, 1098.*

⁷² *See WRIGHT ET AL., supra note 38, § 4248; 浅香 前掲註 3, 581.*

⁷³ *See WRIGHT ET AL., supra note 38, § 4248; 浅香, 前掲註 34, 171.* しかし多くの州で

っている場合がある⁷⁴。このように、certification についてはそれぞれの州でどのような制度が定められているかが重要となる。Certification がどのような裁判所によって利用されるのか、どのような事柄について利用可能なのか、その他どのような手続に則ってなされるのかなど、州が定めた手続によっているためである。以下では、II で見た判例で利用されていたワシントン州の certification を一例として、州は certification をどのように定め、どのように連邦裁判所からの certification に応えているのかについて見ていく。

1. Federal Local Law Certificate Procedure Act

ワシントン州においては Federal Court Local Law Certificate Procedure Act という州法⁷⁵が制定されており、この州法によって連邦裁判所からの certification が認められている⁷⁶。

a. Certification 可能な裁判所の範囲

Federal Local Law Certificate Procedure Act は、certification について「本法律によって認められた、連邦裁判所が係属している訴訟を解決するために、地域法に関する問題の回答を求めてその問題を最高裁判所(注:ワシントン州最高裁判所⁷⁷)に提出する手続⁷⁸ (注は筆者)」と定義している。

ここで示されている「連邦裁判所」については、合衆国最高裁判所、合衆国控訴裁判所、合衆国地方裁判所そして連邦議会の法律によって作られたその他いかなる連邦裁判所をも含むとされている⁷⁹。これに該当する裁判所であれば、ワシントン州最高裁に対してその裁判所が解釈権限を持つ地域法について certification を採ることができるのである。Certification 可能な裁判所の範囲については、州によっては合衆国最高裁及び合衆国控訴裁判所のみの場合もあれば、他の州の裁判所を含むこともある⁸⁰。しかしワシントン州においてはこの州法に示されているように、他の州の裁判所がワシントン州最高裁に対して certification することは認められていない。一方で、合衆国最高裁判所や合衆国控訴裁判所だけでなく、合衆国地方裁判所そして連邦議会の法律によって作られたその他いかなる連

certification の手続が設けられており、現在では 45 州およびコロンビア特別区とプエルト・リーコウ準州において設けられている。

⁷⁴ See WRIGHT ET AL., *supra* note 38, § 4248; 浅香, 前掲註 34, 171-72. 州に certification が設けられている場合、一般的には National Conference of Commissioners on Uniform State Laws による Uniform Certification of Questions of Law [Act] [Rule] に依拠した手続が設けられているとされる。

⁷⁵ Wash. Rev. Code Ann. § 2.60.900 (LexisNexis 2008).

⁷⁶ *Id.*, § 2.60.010- .

⁷⁷ *Id.*, § 2.60.010 (3).

⁷⁸ *Id.*, § 2.60.010 (1).

⁷⁹ *Id.*, § 2.60.010 (2).

⁸⁰ See WRIGHT ET AL., *supra* note 38, § 4248.

邦裁判所もワシントン州最高裁に対して **certification** を採ることが可能となっている。

b. **Certification** が可能な場合

次に、いかなる場合に連邦裁判所がワシントン州の **certification** を利用できるかについて、**Federal Court Local Law Certificate Procedure Act** は次のように規定している。「訴訟が係属している連邦裁判所が判決の中でその訴訟の解決のために当州の地域法を確定する必要があり、その地域法がはっきりとは定まっていない場合には、その連邦裁判所は関連する地域法の問題の回答を求めて最高裁判所に照会することができる(may)⁸¹。」連邦裁判所が係属している訴訟の解決のためにワシントン州法の確定を必要とし、その州法がワシントン州においてまだはっきりとは決着していないような場合に限り、連邦裁判所は **certification** をすることができるとされている⁸²。

c. 手続

Federal Local Law Certificate Procedure Act はどのような手続によって連邦裁判所から州裁判所に **certification** がなされ、州裁判所においてどのように審理されるのかについても規定している。

まず、**§ 2.60.030 (1)**には **certification** が連邦裁判所においてどのように申し立てられるのかについて規定されている⁸³。その規定によれば、連邦裁判所は職権によって **certification** を採ることができるとされている⁸⁴。また、連邦裁判所において認められるならば、どちらの当事者からでも **certification** を採るよう申し立てることができるとされている。この場合もちろん **certification** を採るか否かの最終的な決定は連邦裁判所の裁量による。

次に、**Federal Local Law Certificate Procedure Act** は、**certification** の手続には連邦裁判所による訴訟記録がなければならず、その訴訟記録に基づいて手続がなされる旨規定している⁸⁵。ここでいう訴訟記録には、連邦裁判所によって認められた事案の性質及び州法上の問題が出てきた状況を示す事実の列挙、または連邦裁判所での訴答や審理記録、証言の中で州最高裁が照会されている問題に回答するのに必要な部分が含まれていなければならない⁸⁶。そして、回答を求めている州法の問題に関する陳述も含むこととされている⁸⁷。

⁸¹ Wash. Rev. Code Ann. § 2.60.020 (LexisNexis 2008).

⁸² ただし、このような条件を満たしていても、合衆国憲法を参照することによって決定されるような問題が含まれている場合には回答することができないとされている。Wash. Rule. App. Proc. 16.16 (a) (LexisNexis 2008).

⁸³ Wash. Rev. Code Ann. § 2.60.030 (1) (LexisNexis 2008).

⁸⁴ Cornhusker Cas. Ins. Co. v. Kachman, 514 F.3d 982, 985 footnote 3 (9th Cir. 2008).

⁸⁵ Wash. Rev. Code Ann. § 2.60.030 (2)(LexisNexis 2008).

⁸⁶ *Id.*, § 2.60.010 (4)(a)

⁸⁷ *Id.*, § 2.60.010 (4)(b); ただし、連邦裁判所からの **certification** に対して回答する場合、ワシントン州最高裁は連邦裁判所による問題の陳述の枠組みに拘束されるわけではないとされる。ワシントン州最高裁は連邦裁判所が述べた問題の陳述につき、当該問題を解決す

さらに、連邦裁判所からの **certification** に対して回答することが決定された後にワシントン州最高裁でどのように争われるかについても **Federal Local Law Certificate Procedure Act** は規定しており、当事者は **brief** を提出することとされている⁸⁸。また、最高裁の求めまたは当事者の申請によって、他の訴訟と同様な口頭弁論を開くことも可能となっている⁸⁹。

2. 裁量による判断

Federal Local Law Certificate Procedure Act には、該当する連邦裁判所から **certification** があった場合に、ワシントン州最高裁がどのように対処するのかについて規定されている。**Certification** に対してワシントン州最高裁は、「それに対する回答として意見 (**opinion**) を言い渡さなければならない (**shall**)⁹⁰」とされる。なお、この「意見」、つまり **certification** に対する回答は、同様の法的問題に対して先例として扱われることになる⁹¹。

ここで問題となったのが、当該規定の “**shall**” の意味であった。連邦裁判所から上に示した条件に当てはまる **certification** をワシントン州最高裁が受け取った場合、それに対して州最高裁は義務的に回答を与えなければならないのかという問題である⁹²。この問題については、州で定められた司法権の範囲との関係で問題となった⁹³。回答が義務的であるとすれば、州最高裁に与えられた司法権の範囲を逸脱するような **certification** にまで回答しなければならぬ可能性があると考えられたからである。

この問題に対してワシントン州最高裁は、“**shall**” の意味につき、義務の意味ではなく許容の意味で使われているとして、回答するか否かは裁量によって判断するとした⁹⁴。義務ではなく裁量によって判断するとしたことによって、司法権を逸脱するような事案について回答を避けることを可能にしたのであった⁹⁵。

るのに適切なようにそれを再定式化する裁量を持つとされる。 **Keystone II**, 353 F.3d 1093, 1098; *See also* **WRIGHT ET AL.**, *supra* note 38, § 4248.

⁸⁸ Wash. Rev. Code Ann. § 2.60.030 (4) (LexisNexis 2008).

⁸⁹ *Id.*, § 2.60.030 (5).

⁹⁰ *Id.*, § 2.60.020.

⁹¹ *In re Elliott*, 446 P.2d 347, 354 (Wash. 1968).

⁹² *Id.*, at 352.

⁹³ *Id.*, at 350.

⁹⁴ *Id.*, at 354; *Hoffman v. Regence Blue Shield*, 991 P.2d 77, 80 (Wash. 2000) (citing *In re Elliott*, 74 Wash.2d 600, 607-10, 446 P.2d 347 (Wash. 1968)).

⁹⁵ 446 P.2d. at 354; さらにこの判決では、州最高裁によってなされる **certification** への回答は勧告的意見に該当して無効ではないかという問題が提起されていた。アメリカの連邦裁判所および多くの州裁判所では現実の争訟と関係なく出され、先例としての拘束力を持たない勧告的意見は、司法権の範囲外とされている(田中英夫他編『英米法辞典』32 (1991) 参照)。ワシントン州最高裁は、**certification** に対する回答は特定の事案に基づいてなされるものであり、連邦裁判所において既判力を有して実際の訴訟を解決し執行されるのであって、さらに先例となることから、勧告的意見には該当しないとした。 *Id.*, at 354.ただし、同裁判所は一定の場合において、勧告的意見を出す権限があるともしていた。 *Id.*, at 354-58.

さらにワシントン州最高裁は、回答するか否かを裁量によって判断するとしたことで、裁判所の過重負担のおそれについても対処することを可能にした。Certification については、連邦裁判所から多くの意見照会がなされ、州最高裁に過重な負担がかかるのではないかという問題があった。ワシントン州最高裁は、裁量によって回答を拒否できることがこの問題への対処の1つとなる旨述べていた⁹⁶。

このように、ワシントン州最高裁は”shall”の意味を義務ではなく許容の意味に限定して、回答するか否かは裁量によって判断するものとしている⁹⁷。Certification は、連邦の側だけでなくワシントン州という州の側においても裁量とされているのである⁹⁸。

3. まとめ

以上で見てきたように、ワシントン州においては Federal Court Local Law Certificate Procedure Act によって certification が認められている。そしてこの州法によって certification が可能な場合や照会できる裁判所の範囲、その他の手続についても定められている。また、ワシントン州最高裁においても、州法上 certification が可能である事案であっても回答するか否かは連邦裁判所と同様、その裁量によって判断することになっている。

VI. おわりに

本稿ではサマースクールで学んだ判決を手がかりとして certification について取り上げた。Certification は、連邦裁判所が係属している訴訟で争点となっている州法について、その内容が不明確な場合に州最上級裁判所に対して直接意見照会をする制度であった。この制度は、連邦裁判所において州法を適用しなければならず、しかもその時に州裁判所の解釈に従わなければならないことを背景として、連邦裁判所が州最上級裁判所から正確な当該州法の内容を得ることができるよう設けられていた。そして、certification は同じように州法の正確な内容を得ることを可能にする Pullman 型管轄権行使の忌避に比べ、より広い範囲で利用可能であり、簡易なプロセスゆえに時間及び資源の節約という面からも望ましい制度であるとされていた。そのため certification は Pullman 型管轄権行使の忌避に代わる制度として利用されていると考えられた。

しかし、通常のように連邦裁判所が州法の内容について推測しそのまま判決する場合と比べると、certification は不明確な州法に関する正確な内容を得ることができる一方で、時間や費用の負担は大きくなってしまふ。そのため、不明確な州法の正確な内容を得ることと訴訟の遅延や費用の増大との間で、連邦裁判所は裁量によって certification を採るか否

⁹⁶ *Id.*, at 358.

⁹⁷ *Broad v. Mannesmann Anlagenbau, A.G.*, 10 P.3d 371, 374 (Wash. 2000); Wash. Rule. App. Proc. 16.16 (a) (LexisNexis 2008).

⁹⁸ *See Moore's, supra* note 29, § 124.22.

か判断することになっていた。

この **certification** は、州でそのような制度が認められていなければ連邦裁判所も利用することができないとされており、州がどのように定めているのかが重要であった。州がその制度を定めているか、定めている場合もどのような内容になっているかが重要であり、本稿では州における **certification** について、ワシントン州を一例として見た。ワシントン州では **Federal Court Local Law Certificate Procedure Act** という州法によって **certification** が認められ、その手続が定められていた。そして、州の側でも連邦裁判所の場合と同様、ワシントン州最高裁が連邦裁判所からの意見照会に対して、その裁量によって回答するかどうかを判断することになっていた。

このように **certification** は州によって設けられる制度であり、連邦制に関連して起こる問題への 1 つの重要な対処方法として、不明確な州法の正確な内容を得ることとそれに伴う時間や費用との間で、連邦裁判所及び州最高裁判所の双方がその裁量によって運用する制度となっているのである。